

平成 29 年 11 月 28 日
生活環境部廃棄物対策課
担当者 道下 博之
内線 : 4240
外線 : 076-225-1470

株式会社門前クリーンパークに対する産業廃棄物処理施設設置許可について

株式会社門前クリーンパークに対し、平成 29 年 11 月 28 日付けで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置を許可した。

なお、廃棄物処理施設専門委員会において意見として出された、事業実施に当たっての留意事項を事業者へ通知した。

1 事業者

石川県輪島市門前町劔地口 1 番地 株式会社門前クリーンパーク（代表取締役 みつもと 三本 まもる 守）

2 許可の概要

(1) 許可の年月日 平成 29 年 11 月 28 日

(2) 施設の種 類 管理型最終処分場

(3) 処理する産業廃棄物の種 類

① 産業廃棄物 : 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、鋳さい、がれき類、ばいじん、政令第 13 号廃棄物
以上 14 種 類

② 特別管理産業廃棄物 : 廃石綿等 以上 1 種 類

(4) 設 置 場 所 石川県輪島市門前町大釜壺 51 番 外 1067 筆

(5) 処 理 能 力 [第 1 期分]埋立地面積 : 51,612m² 埋立容量 : 836,388m³

→参考[事業者の全体計画] 埋立地面積: 172,600m² 埋立容量: 3,431,000m³

(6) 許可の条件

小堰堤（法面部）は、各段の完成後、申請書に記載した計画に適合していることについて、職員の検査を受けること。

3 廃棄物処理施設専門委員会での委員意見を踏まえた、事業実施に当たっての留意事項（部長通知）

【廃棄物の受入基準の適宜見直し等】

- (1) 廃棄物の受入管理を適切に行うため、受入基準を設定し、搬入物受入管理マニュアル等を整備することとしているが、廃棄物処理法の改正等を踏まえ、適宜これらを見直すとともに、継続的に受入基準に適合させること。
- (2) 廃棄物の受入に当たっては、収集運搬業者に対して、廃棄物の飛散防止や交通安全対策を要請しているが、その要請が守られていることを確認すること。

【遮水シートの破損防止対策の徹底】

- (3) 遮水シートの破損防止に万全を期すため、施工時には十分な検査を行うなど、施工管理を徹底すること。また、埋立開始時や小堰堤の造成時においては、遮水シートに劣化がないか十分に確認するとともに、埋立に使用する重機等により遮水シートの破損が生じないように、作業管理を徹底すること。

【浸出水処理施設の適切な維持管理と水質の監視】

- (4) 浸出水処理施設の維持管理を適切に行い、浸出水処理水の水質について維持管理計画値に適合させるとともに、輪島市公共下水道の維持管理に影響が生じないように、新たな知見の導入も視野に入れ、より一層の水質監視に努めること。

【周辺環境モニタリングの実施と結果等の公表】

- (5) 周辺環境のモニタリングを適切に実施し、処分場の稼働による周辺環境への影響を確認するとともに、住民等の理解や情報共有の観点から、廃棄物処理法に基づき公表が義務付けられている項目に加え、周辺環境のモニタリング結果等も積極的に公表すること。
- (6) 粉じんの飛散状況や騒音の状況は、公定法での定期的な環境監視を行うこととしているが、日常管理の一環として可搬式の測定器を用いた簡易的な手法で測定することにより、これを補完すること。

【施設運営の透明性の確保】

- (7) 施設の建設、運営に当たっては、周辺住民等の見学を受入れ、積極的に情報提供するなど、施設の設置及び維持管理に関する情報の透明性の確保を心がけること。
特に、災害時や事故時において、必要な情報が住民等に提供されない場合には、不安や不信感を与えてしまう原因となることから、環境への影響や対策の内容とその必要性を積極的に公表するなど、リスクコミュニケーションに努めること。

【緊急時の訓練実施と必要に応じた対応マニュアルの見直し】

- (8) 遮水シートの破損等の事故発生時や想定外の降雨又は地震等の災害の発生時に、早急に適切な対応が図られるよう、緊急時対応マニュアルを整備し、訓練を実施することとしているが、定期的な訓練の実施や類似施設での事故等の発生状況を踏まえ、必要に応じて、当該マニュアルや訓練の内容を見直すこと。

【施工管理の徹底】

- (9) 設置工事の実施に当たっては、施工管理を徹底し、設置計画に基づき工事を行っていることを明らかにすること。また、その記録を処分場の廃止まで保存すること。

【希少動植物等の自然環境に配慮した事業の実施】

- (10) 希少動植物等の自然環境や景観等については、環境影響評価書に記載された環境保全措置や事後調査等を適切に行い、より環境に配慮した事業とすること。